

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 号

平成 2 8 年 (2016 年) 5 月 2 6 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 7 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(教育委員会関係)

問 題 点	改 善 措 置
<p>(1) 支出関係について</p> <p>ア 市内出張に伴う旅費の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。</p> <p>【小野田小学校、出合小学校】</p>	<p>ア 指摘後、直ちに支出負担行為更正書、戻入命令書を作成し、過払金 8 0 円を返納した。</p> <p>【小野田小学校、出合小学校】</p> <p>今後は、算定誤りのないように、事務の共同実施等の会議を通じて、旅費に関する算定方法の運用例を示すなどの取組を行い、学校における事務処理の適正化を図っていく。</p> <p>【学校教育課】</p>

イ 路程100キロメートル以上にわたる出張に係る旅費が適切に処理されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

【埴生幼稚園】

イ 指摘のあった出張は、山陽小野田市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第4号に掲げる「公益団体の職を兼ね、その職に属する事務」を行ったものであり、公務でなかったにも関わらず、公務と認識し出張命令簿に記載したものであり、旅費の支給対象とはならない。したがって、出張命令簿の記載を抹消する。

また、当該出張は、職務専念義務の免除の承認を受けずに行っており、遡及して免除を承認することは不相当であるため、年次有給休暇で処理する。

平成28年度から埴生幼稚園の職員のサービスは、教育総務課で管理することとし、埴生幼稚園の職員に、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例・規則及び山陽小野田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・規則の内容を周知徹底し、適正に処理していく。

【埴生幼稚園、学校教育課】